

国立情報学研究所学術研究プラットフォーム運営・連携本部研究データ基盤運営委員会
CiNii Research 作業部会規程

〔令和4年3月9日〕
〔研究データ基盤運営委員会制定〕
〔改正 令和5年2月14日〕

(設置)

第1条 国立情報学研究所学術研究プラットフォーム運営・連携本部研究データ基盤運営委員会（以下、「委員会」という。）に、CiNii Research 作業部会（以下、「本作業部会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本作業部会は、委員会の求めに応じ、国立情報学研究所（以下、「NII」という。）が提供する研究データ検索基盤（以下、「CiNii Research」という。）の将来構想や既存のNIIサービスとの関係について検討、策定を行い、必要に応じて委員会に報告等を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 本作業部会では、以下の業務を行うものとする。

- 一 CiNii Research の将来構想の検討、策定等
- 二 CiNii Research と既存の NII サービスとの関係に関する検討、策定等
- 三 その他、委員会の求めに応じた業務

(組織)

第4条 本作業部会は、委員会において選出された者でもって組織する。

2 部会員は、国立情報学研究所長が委嘱する。

(任期)

第5条 部会員の任期は1年以下とし、委嘱する際に決定する。なお、再任は妨げない。

(主査)

第6条 本作業部会に主査を置き、委員会において選出する。

2 主査に事故があるときは、あらかじめ主査が指名する部会員がその職務を行う。

(会議の開催)

第7条 会議は主査が招集し、主査が議長となる。

(議事)

第8条 会議は部会員の過半数の出席がなければ、これを聞くことが出来ない。
2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、主査の決するところによる。

(運営)

第9条 会議の運営にあたっては、委員会の会議規程に準ずるものとする。

(庶務)

第10条 作業部会の庶務は、委員会の庶務と同じとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本部会に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月14日から施行する。